

陳 情 文 書 表

令3陳情第3号	令和3年2月9日受理
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書
陳 情 者	秦野市北矢名666-234 全日本年金者組合神奈川県本部 秦野支部長 奥田 勲
陳 情 の 要 旨	
<p>高齢者で組織している全日本年金者組合は、難聴者も多く、高額な補聴器を購入することが困難で購入のため費用の公的助成を強く願っています。</p> <p>高齢化が進む中で、補聴器を必要とする高齢者が増加しています。我が国の難聴者は推計1430万人（一般社団法人日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）とヨーロッパ先進国（37%～48%）に比べ極端に低くなっています。</p> <p>現行制度では、障がい者手帳の交付を受けた人を対象にした医療補助制度のみのため、中・軽度の加齢性難聴は対象になりません。値段も1台5万円から50万円と高額のため、低年金・無年金の高齢者は購入したくてもできません。</p> <p>このような実態の中で、近年、住民の声を受け自治体が独自に補聴器購入の助成事業を実施してきていますが、まだごく一部の自治体です。</p> <p>最近では聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること、早期発見が難聴の度合いを遅らせること等も指摘されています。補聴器の普及により、高齢者が地域でつながり、孤立を予防し、結果として健康寿命の延伸となり、医療費抑制にも寄与するものと考えます。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める意見書を提出してください。2 地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して、特定健診の項目に「聴力検査」を入れるよう意見書を提出してください。3 市独自に加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の実施を検討してください。	